

税理士とちょっと “立ち話”

現役税理士に、税理士(会計)事務所での実務や、税理士業界の現状、などなど…を、お話しいただくコーナーです!

今回は、秋田県の開業税理士に地方の税理士に求められていることについてお話を伺いました。

今月の
立ち話のお相手
税理士

秋田県
佐藤増彦税理士事務所 所長
佐藤 増彦 氏

地方の税理士に

■北国秋田の税理士

秋田県の横手市にて税理士事務所を開業して、今年で14年目になります。現在8名のスタッフと共に、中小企業の経理・税務に関するアドバイスを通じて、経営のサポートと事業発展のお手伝いをしております。

私は間もなく40代の半ばに差し掛かり、税理士としてのキャリアもすでに15年を超えましたが、所属する支部内では、平成26年7月現在で最年少の若手税理士です(笑)。東京などの大都市に比べると、税理士の数が圧倒的に不足しているというのが地方における税理士業界の現状であり、そのなかでも30代、40代の若手税理士の割合はとても少ない状況にあります。

地方では、税理士事務所に求められる業務内容は、税務から法務まで多岐にわたります。法人の税務申告や経営相談は当然のことながら、相続や事業承継、さらには企業の経営再建の支援の多くも私たち税理士が中心となってお手伝いしています。大都市では、経営コンサル業務を専門とする他土業の先生も多いと思いますが、地方では経営コンサル業務に特化した職種は少なく、多くの場合は税理士が代わりにその役割を求められます。

■地方の税理士に求められるもの

地方の税理士に求められる資質は、第一に税理士としての総合的な能力です。税理士の数が少ないため、税務以外にも一人の税理士に様々な相談がきます。第二に求められるものは、専門分野に精通した深い知識です。あの税理士に相談すればきっと解決する、という企業経営の総合的な相談窓口として業務が求められます。

意外と思われるかもしれませんが、税理士業務の需要は、地方の方が多いのではないかと思います。私の住む秋田県は人口の減

求められるものと税理士の新しい役割

少と高齢化が進んでいるため、特に医療や介護等の事業に関わる法人からの依頼が増えています。医療法人の設立や介護事業所の起ち上げは、高齢者が増加する地方においては今後ますます件数が増えていくはずです。

また農業が盛んな秋田県では、農業従事者の高齢化と農業の六次産業化の促進によって、農業生産法人への移行が加速しています。事業の法人成りと農地の事業承継、そして農業生産法人の経営支援や六次産業への発展のお手伝いは、まさに私たちの専門分野です。

地理的に東京のような大都市から遠いため、大規模の税理士法人が進出してシェアを奪われたり、安値競争にさらされたりする危機感はさほどありません。一方で、インターネットが普及した現在では、税理士業務に必要な情報は地方にいても十分に入手できます。また専門書籍についてもネット通販を利用すればすぐ入手できる上に、東京で開催される税理士向けのセミナーの多くは、ウェブ受講を利用して地方でも視聴できます。

地方で税理士業務を行うことが、東京などの大都市に比べて不利ということは全くありません。

■税理士の新しい役割

中小企業における多様な経営課題について、税務、企業財務に関する専門的な支援を目的とした経営革新等支援機関を認定する制度が、平成24年8月からスタートしています。国が認定する経営革新等支援機関には、もちろん私たち税理士が含まれています。

認定支援機関を利用することで、企業は信用保証協会の保証料の減額が受けられ、また国の補助を受けて事業計画の策定及び継続したモニタリングが利用できます。

さらに「ものづくり中小企業支援」の補助金の申請に、その事業計画の実効性を認定支援機関が確認することを補助金申請の条件としています。認定支援機関の制度をきっかけに税理士に求められる専門的な役割は、今後さらに増えていくと思われます。

私は、税理士という職業はシェルパに似ていると考えています。シェルパは、ネパールの山岳地帯に暮らす少数民族で、エベレスト登山などの山岳ガイドを行っています。

税理士とは本来、企業経営が発展を遂げるための必要不可欠なパートナーであるべきで、経営者の相談を聞き、経営支援の専門的なアドバイスをを行い、そして陰ながら企業の成長を支えていく、まさに企業にとってのシェルパであると思います。

■地方出身の受験生の皆さんに

現在、東京や大阪などの大都市で税理士試験に取り組んでいる地方出身者の方々に、私からのお願いです。みなさんが将来税理士になったら、ぜひともそれぞれの地元に戻って税理士業を始めてください。地方では、多くの分野において若い税理士の力を必要としています。税理士としての力を故郷での地域貢献に活かし、ともに地域の未来を築いていきましょう。

佐藤増彦税理士事務所

URL: <http://www.akitakaikei.jimusho.jp/>

給与計算【全4回】

単純作業と思われるが
ちですが、ミスの許され
ない業務です!

当講座では、テーマを「給与計算」編、「賞与計算」編、および「退職金」編に分けて各金額計算に必要な労働基準法や社会保険、労働保険の概要その他所得税や住民税の必要な知識を学習し、実際に取り扱う給与支払い明細書などの書類の作成練習ができます。

このような方に
おすすめ!

- ◆経理未経験者の方
- ◆経理、総務職に就業希望の方
- ◆会計事務所、経理職に就業希望の方

受講料 29,900円 ※教材費・消費税8%込

学習メディア 個別DVD講座 … 随時視聴可能

Web通信講座 … 随時配信

お申込み期限は、2015年6月30日(受付2015年6月22日)
迄、受講期限2015年7月31日迄となります。

学習テーマ
【全4回】

● 給与計算

(給与支払い等に関するルール、給与計算の仕組み、支払額の計算、控除額の計算、差引支給額の計算)

● 賞与計算

(賞与支給の仕組み、控除額の計算、差引支給額の計算)

● 退職金

(退職支給額の計算、控除額の計算、差引支給額の計算)

年末調整・法定調書【全3回】

今、まさにこの時期
必要な知識!

給与所得から源泉徴収された所得税の過不足を年末に給与等から精算する「年末調整」。その「年末調整」事務をはじめ担当する方にオススメの講座です。テキストは、年末調整に付随する書類作成も学習するため、実際に実務に就いてからも手引書として役立ちます。

このような方に
おすすめ!

- ◆日商簿記3級程度の知識をお持ちの方
- ◆経理実務未経験の方
- ◆会計事務所、経理職に就業希望の方

受講料 22,700円 ※教材費・消費税8%込

学習メディア 個別DVD講座 … 随時視聴可能

Web通信講座 … 随時配信

お申込み期限は、2015年6月30日(受付2015年6月22日)
迄、受講期限2015年7月31日迄となります。

学習テーマ
【全3回】

● 年末調整の概要(対象者・給与所得控除)

● 各種所得の控除 (扶養控除、配偶者控除、保険料等控除の申告)

● 税額の計算と精算 (年税額の計算、住宅ローン控除、過不足の精算、源泉徴収簿、納付書の記載と納付)

● 法定調書・給与支払報告書

講座の詳細はTACホームページ、または「経理実務／税法実務」のパンフレットをご覧ください。

TACホームページ <http://www.tac-school.co.jp/>

